

立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 23 日

提出者 立川市教育委員会  
教育長 栗 原 寛

理由

特別な事情により緊急的に市内に避難した児童・生徒の保護者が、立川市特別支援教育就学奨励費を申請できるよう、対象者の住所要件を変更するため。また、学校給食費の公会計化に伴い、条文及び様式を改正するほか、必要な文言整理を行うため。

立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則の一部を改正する規則

立川市教育委員会特別支援教育就学奨励費規則（平成22年立川市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分及び太枠で囲まれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 通級指導学級等 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別な指導を行う必要があると委員会が認定した児童又は生徒が通う通級指導学級及び特別支援教室をいう。</p> <p>(3)～(5) ……略……</p> <p>(6) 算定要領 政令第2条に規定する保護者等の属する世帯の収入額及び需要額について、文部科学大臣が定める算定要領をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 委員会が奨励費を支給する者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有する者（委員会が認めるときは、この限りでない。）で、別表に定める認定区分のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(申請)</p> <p>第4条 奨励費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度特別支援教育就学奨励費申請書（委任状兼収入額・需要額調査）（第1号様式）に、対象者であることを証する書類を添えて校長を経由して委員会に提出しなければならない。ただし、別表の定め</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) ……略……</p> <p>(2) 通級指導学級等 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第140条に規定する特別な指導を行う必要があると委員会が認定した児童又は生徒が通う児童が通う通級指導学級及び特別支援教室をいう。</p> <p>(3)～(5) ……略……</p> <p>(6) 算定要領 特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づき保護者等の属する世帯の収入額及び需要額の算定要領（平成26年4月1日付け26文科初第27号）をいう。</p> <p>(対象者)</p> <p>第3条 委員会が奨励費を支給する者（以下「対象者」という。）は、市内に住所を有し、別表に定める認定区分のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(申請)</p> <p>第4条 奨励費の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、毎年度特別支援教育就学奨励費申請書（委任状兼収入額・需要額調査）（第1号様式）に、対象者であることを証する書類を添えて校長を経由して委員会に提出しなければならない。ただし、要保護者は</p>

により要保護者と認定された者は、福祉事務所長の生活保護開始の報告をもって、申請があったものとみなす。

(支給方法)

第8条 ……略……

2 ……略……

3 第1項の規定により、校長を経由して奨励費を支給する場合は、認定者は、奨励費の請求及び受領に関する一切の権限を校長に委任するものとする。

4 ……略……

5 前各項の規定にかかわらず、奨励費のうち、学校給食費に係る部分(以下「就学奨励費学校給食費」という。)については、請求及び受領に関する一切の権限を委員会に委任するものとする。

6 前項の規定により委任を受けた委員会は、就学奨励費学校給食費を認定者の学校給食費に充当することができるものとする。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第8条に3項を加える改正規定は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 立川市立第九小学校、立川市立第十小学校、立川市立西砂小学校、立川市立南砂小学校、立川市立幸小学校、立川市立松中小学校、立川市立大山小学校、立川市立柏小学校、立川市立上砂川小学校、立川市立新生小学校及び立川市立若葉台小学校に在籍する児童及び生徒の保護者  
令和5年4月1日

(2) 立川市立学校設置条例別表に定める前号に掲げる小学校以外の小学校及び中学校に在籍する児童及び生徒の保護者 令和5年8月1日

福祉事務所長の生活保護開始の報告をもって、申請があったものとみなす。

(支給方法)

第8条 ……略……

2 ……略……

3 ……略……

下記のとおり就学奨励費の支給について申請します。

通学費・通学付添費の支給を希望する方は記入してください。  
(通学手段・経路の詳細を裏面備考欄に記入してください。)

申請日 年 月 日	住所 〒	原童・生徒氏名(フリガナ) 生年月日	在籍学校名 学年
保護者等氏名(フリガナ)	電話番号 ( ) ( ) ( )	固定級・通級級名 年 月 日	学校 年
記載欄①	下記1～3番の中から、該当番号一つを○で囲んでください。 【固定級又は学校教育法施行令第22条の3該当の方】 1 対象となる経費の支給を希望します(下記のいずれかに□を入れてください)。 □1月1日時点で立川市に住民票のある方 ⇒所得証明等添付は不要です。 □1月1日時点で立川市に住民票のない方 ⇒所得証明等添付が必要です。 2 【通級の方】通学費・通学付添費の支給を希望します。 3 すべての経費の支給を辞退します。	入級日(固定級・通級) 年 月 日	学級
記載欄②	受給等選択欄	【通級の方のみ】 <input type="checkbox"/> 就学援助申請あり	公共交通機関 利用有無
記載欄③	記載欄③	【公共交通機関利用】保護者付添(有・無) ※停留所や駅名を記入 停留所 ⇄ 駅 (子ども) 片道(C料金) 円 ⇄ (大人) 片道(C料金) 円	【自動車利用】(例) 自宅⇒在籍校、自宅⇒在籍校⇒通級校 (行) 自宅⇒ (片道 km) / (帰) ⇒ (片道 km)
記載欄④	記載欄④	【児童養護施設等入所児童生徒用】 上記の者は (1) 当児童福祉施設において教育費についての措置費を受けていない ことを証明する。 (2) 当指定療育機関において療育の給付を受けていないことを証明する。	子ども: 手帳利用(有・無) / 大人: 介助割引利用(有・無)

【記載欄①】『受給等選択欄』で1番を選んだ方のみ、【記載欄②】を記入してください。

氏名	生年月日	続柄	職業	前年総所得金額 (記入不要)
1	年 月 日(才)	父・母・祖父母 その他( )	在学 学校名・学年	円
2	年 月 日(才)	父・母・祖父母 その他( )		円
3	年 月 日(才)	父・母・祖父母 その他( )		円
4	年 月 日(才)	父・母・祖父母 その他( )		円
5	年 月 日(才)	父・母・祖父母 その他( )		円
6	年 月 日(才)	父・母・祖父母 その他( )		円

世帯員数	振込先金融機関・支店名	種別	口座番号
お住まいの状況	銀行	普通・当座	
<input type="checkbox"/> 持ち家 <input type="checkbox"/> 賃貸※	信用金庫		
※賃貸借契約の写し等添付	農協		
	支店		口座名義(フリガナ)

記載欄②	世帯の収入状況	所得控除前の	所得控除
	総所得金額	円	円
	退職所得金額	円	円
	山林所得金額	円	円
	計	A	円
	社会保険料	円	円
	生命保険料	円	円
	地震保険料	円	円
	ひとり親又は寡婦控除の額 ※保護者等のみ	円	円
	計	B	円
	所得額(A-B)	C	円
	所得月額 (C×1/12)	D	円
	障害者加算控除 (保護基準により算定)	E	円
	収入額(D-E)	F	円

私は、就学奨励費の支給を申請するにあたり、次の内容について同意します。

- 就学奨励費(学校給食費を除く)の請求及び受領(以下「請求及び受領」という。)に関する一切の権限を、就学先(通級先)の学校長に委任し、請求及び受領に関する一切の事務手続きについて教育委員会の主管課長に委任すること。
- 就学奨励費のうち、学校給食費については、請求及び受領に関する一切の権限を教育委員会に委任すること。
- 申請内容について市の関係部署等に情報提供をすること。
- 就学奨励費が【記載欄③】の口座に振込まれること。
- 学校が私から徴収すべきものがあるときは、就学奨励費からこれを差し引き、校長を経由して差額分を支給すること。
- 立川市教育委員会の支給認定事務に要する、私の世帯における課税状況・公簿等の調査を行うこと。
- 転出入があった場合は、転出入先の教育委員会と就学奨励費に係る情報共有を行うこと。

年 月 日 保護者氏名

※自署の場合は、押印を省略することができます。

記載欄④

学校長確認欄	学校長 立川市立 学校
表記について確認します。	校長 立川市立 学校
教育委員会受付印	教育委員会受付印

# 所得証明等添付欄

教育委員会認定欄
認定段階
要・認定(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)・辞・通
認定年月日
. . .
受付・入力
審査

変更段階
要・認定(Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ)・辞・通
変更年月日
. . .
受付・入力
審査

備考欄	
-----	--

需 要 額 等		生 活 扶 助 基 準	
教育扶助基準	基準額	第1類	第2類
通学費	円	円	円
学校給食費	円	円	円
			f (基準額)
			g (地区別冬季加算額)
			h 住宅扶助基準
			i 需要額
a	b	c	d
		e	(a~hの合計)
		円	円

$$\frac{F}{i} = \frac{\text{収入額}}{\text{需要額}}$$

⇒